

中標津町自治推進会議の公募委員の選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中標津町自治推進会議規則（平成24年規則第 号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号に規定する公募による委員（以下「公募委員」という。）の選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募の方法)

第2条 町長は、委員の公募に当たっては、広報中標津及び中標津町のホームページ等により、あらかじめ次の事項を町民に周知するものとする。

- (1) 推進会議の設置目的及び趣旨
- (2) 募集人数
- (3) 応募資格
- (4) 任期
- (5) 報酬等
- (6) 募集期間

2 前項第6号に規定する募集期間は、概ね3週間設けるものとする。

(応募の資格)

第3条 公募委員に応募できる者（以下「応募者」という。）は、募集期間終了日において年齢満20歳以上の者であって、町内に住所を有する者、又は町内で働き、学ぶ者とする。ただし、中標津町議会議員及び中標津町職員（常勤の職員に限る。）を除く。

(応募の方法)

第4条 応募者は、次に掲げる事項を書面に記載し、町長に提出しなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 性別及び生年月日
- (4) 職業
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 応募の動機及びまちづくりに関する活動の経験があるときは、その内容及び期間
- (7) 町が設置する審議会等の委員に就任した経験があるときは、その名称及び期間

(応募書類の提出方法)

第5条 応募者は、前条に掲げる事項を記載した書面等を次のいずれかの方法により町長へ提出するものとする。

- (1) 持参（代理人による提出を含む。）
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

（選考方法）

第6条 町長は、応募者から提出された書面等を参考に、別に定める選考基準により審査し、中標津町自治基本条例（平成24年条例第1号）の趣旨に照らし、総合的に判断して選考を行うものとする。

- 2 町長は、応募者の数が規則第2条第2号に規定する公募委員の定数内のときは、前項の規定によらず、公募委員の選任を行うことができるものとする。

（結果通知）

第7条 町長は、前条の規定により公募委員を選任したときは、速やかに公表するとともに、応募者全員に対し、書面で通知するものとする。

（文書の管理）

第8条 第4条の規定に基づき提出された書面等については、応募者に返却しないものとする。

- 2 前項の書面等の保存年限は、3年とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。